

令和6年11月26日

外国人雇用管理セミナー

不法就労について



熊本県警察本部警備部

外事課

内

容

- 1 不法就労について**
 - 2 事業主に適用されうるケース**
 - 3 皆様へのお願い**
- 
- Decorative white lines consisting of several parallel diagonal strokes in the bottom right corner of the slide.

不法就労について①

入管法（出入国管理及び難民認定法）に規定される在留資格には

- 定住者、永住者、日本人の配偶者など
制限なく働くことができる
- 技能、経営・管理、興業など
定められた仕事しかできない
- 入管の許可を得てその条件内で就労
一定の条件下で働くことができる
- 不法滞在者、短期滞在など
働くことができない

などがある。

不法就労について②

不法就労となるパターンは、



- ① 不法滞在の外国人が就労した場合
- ② 就労資格がない外国人が許可を得ることなく就労した場合
- ③ 外国人が許可された就労時間を超えて就労した場合

不法就労について③

① 不法滞在の外国人が就労

不法滞在とは、



不法残留（オーバーステイ）
不法に入国後そのまま国内に在留

不法就労について④

②就労資格がない外国人が許可なく就労

就労資格がない外国人が許可なく就労



資格外活動

不法就労について⑤

③外国人が許可された時間を超えて就労

許可された時間を超えて就労



条件違反（無許可活動）

不法就労について⑥

主な入管法違反事件

- 不法滞在
オーバーステイ、不法に入国後そのまま国内に在留
- 資格外活動
就労資格がない外国人が、許可なく就労
- 偽造在留カード所持、行使
偽造在留カードを行使の目的で所持、または実際に行使
- 不法就労助長
不法就労させた雇用主、事業主に適用

事業主に適用されうるケース①

① **不法就労助長罪**
入管法違反

② **ハローワークへの届出義務違反**
労働施策総合推進法違反

事業主に適用されうるケース②

① 不法就労助長罪

- 3年以下の懲役、300万円以下の罰金
- 不法就労させたり不法就労をあっせんした事業主

※ 雇用主が不法就労と知らずに就労させた場合でも、処罰される可能性がある。
ただし、過失がないときはその限りではない。
(入管法第73条の2第2項)



以下の確認をしっかりとお願いします！

- 履歴書を提出させる
- ハローワークへの届出
- 在留カードの確認（真偽）
- 派遣元の確認

事業主に適用されうるケース③

②ハローワークへの届出義務違反

○ 30万円以下の罰金

○ 外国人の雇用・離職についてハローワークへ届出



事業主に適用されうるケース④

在留カードのチェックポイント

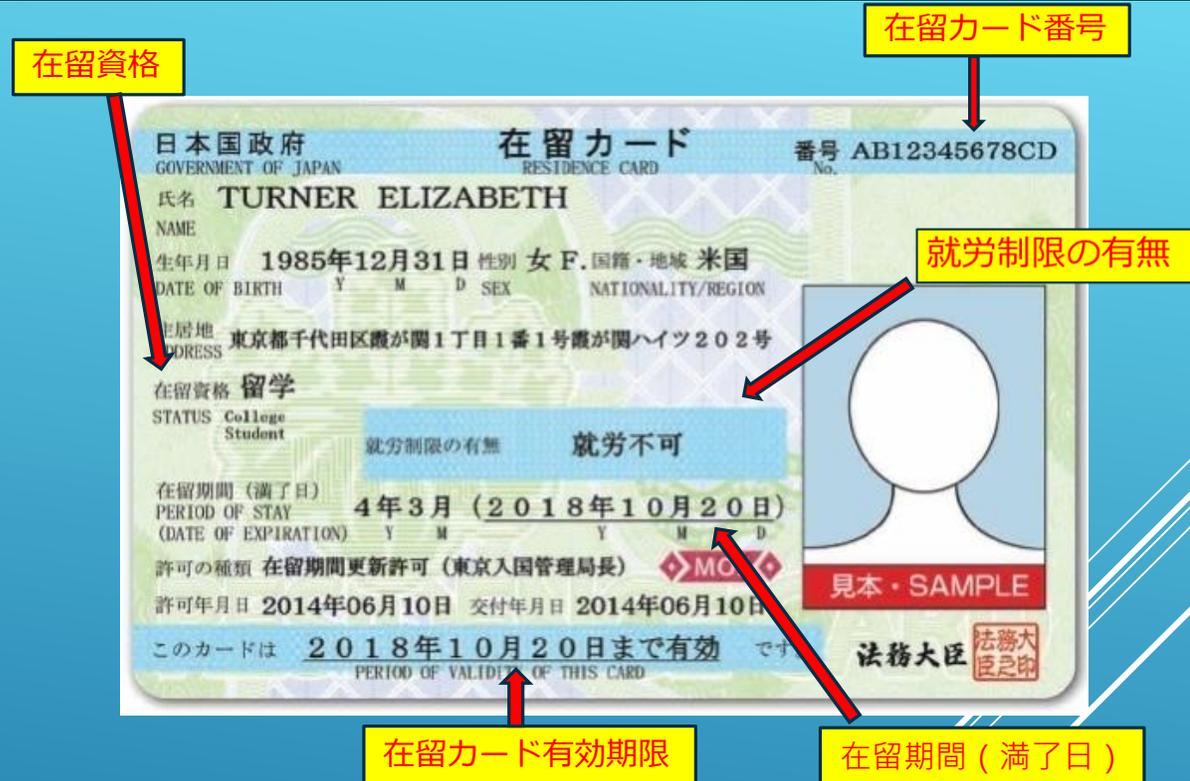
- 氏名、顔写真
- 在留期間満了日
- 就労の可否
- 裏面の記載事項
資格外活動許可の記載

偽造在留カード

- 在留カード等番号失効情報照会
カード番号が失効していないか
- 在留カード等読取アプリケーション
I Cチップ内容の読み取り ※入管庁WEB

最近の情勢

- 在留カード番号は適正
- 不自然な記載内容（在留資格など）



皆様へのお願い

次のような事を見聞きした場合は、連絡をお願いします

- 不法就労者を雇用している企業がある。
- 外国人が在留カード等の身分証を見せることを嫌がる。
- 近所付き合いや挨拶をしない外国人の集団がある。



熊本県警察本部外事課
(096) 381-0110
または
最寄りの警察署
まで、お願いします。



ご清聴ありがとうございました



**熊本県警察本部警備部
外事課**